

普通の一般の市民の人たちが、こういった福祉センターをつくりたい、こういった老人福祉を将来考えているかどうかと言いますと、さまざまな方々に諮問はするような形が、私はベターではないかと思えます。そういった市民参加によるプロジェクトや、市民参加によるそうした諮問委員会などの設置について、市長さんはどのようなお考えであるか、行政の市民参加の基本的な態度の問題です。ひとつの具体的な例として伺っておきたいと思っています。それから、その次が最後の質問ですけれども、在日外国人の指紋押捺の問題について伺っておきたいと思っています。

それは、市長さんの基本的なところの外国人とどのような形で、市民で暮らしかうかというところに非常にかわってくる問題だと思っています。

ここにつきましては、御承知の方もあると思いますが、外国人登録法が変わりました。ことしの一月二十九日になりました。昨年の九月十八日に外国人登録法改正法案というのが成立をしたわけです。それは六月の一日から施行することに決めました。あるいは三月八日には外国人登録施行規則などの改正の法務省令が出ているんですね。これは、今までの形から変わっていきまして、手帳を持つところから、今度はカードを持ちなさい、指紋を押した、写真を押したカードを持ちなさいというような形で変わってきたわけです。そのためには、指紋を自治体で取りまして、それを指紋転写という形でもって、法務省に集めなさいというような形にもしています。それから言いますと、今までの一貫しまして指紋につきましての論議があったわけですけれども、その中で、現在全国でなお七百五十八人という指紋の押捺拒否者が残っています。福生市でも二名の拒否者が残っているわけですけれども、これに関しましては、法務省は今までどおり厳正に処置すると、つまり地方自治体の長は告発をしないということの指導をしているはずですけれども、現実には福生市におきましては、東京都の通達やあるいは東京都内での各種地方自治体との関係もありまして、そんなことを行っていない。実際、その中で、福生市長さんとしては、この押捺拒否者に対して、どのようなことを考えるのか。

あるいは、二つの問題がありまして、一つは指紋押捺の問題での窓口業務の問題があります。今までの窓口業務と全く変わった形になるわけですし、それらについて新しい登録証カードの作成が、実際に直接自治体でやるということになります。ワープロ導入その他があるわけですけれども、この直接自治体が入管局でカードを作成することと

のものが自治体の権限を奪うという考え方や、あるいは在日外国人の直接管理を置くというような考え方もあるわけ、特に指紋を転写して送るわけですけれども、これはプライバシーの立ち入りであるというような学者や、あるいは当事者の主張もあります。

そんな中で、六月一日から現実にはカード転写が始まっているわけですが、我が福生市におきましては、どのような形でこれの実際の施行がなされているか。あるいはほかの市町村におきましては、例えば練馬区や西ノ宮市では、指紋の転写をしないことの確約、あるいはほかの六自治体ではその一ヵ月から一ヵ月半の指紋転写の保留時期等の措置をとったというような新聞記事もありますし、現実には練馬区の場合には、本人の意向を無視して、指紋の転写をしないとか、あるいは地方入管局への原紙送付は本人の意思を尊重し検討するというようなことを確認を交わすということかということがあります。

現実には福生市でどのような対応、あるいは実際のカード転写の拒否というものがなければ、それはそれで、実際に窓口業務としては混乱その他は起こっていないかと思えますけれども、現実には指紋転写、原紙の入管送付を拒否した場合、例えば保留期間を設ける等々の実際の窓口での対応については、どのように考えているかということをお伺いしたいと思います。

このことそのものは、やはり外国人というのは米軍人・軍属だけではなくて、たくさん在日の外国人と一緒に私たちは暮らしていくというときの基本的な市長さんの姿勢の問題であるというふうに思っています。そのことも含めまして、御答弁を願いたいというふうに思います。

以上です。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 御指名をいただきましたので、遠藤議員さんの御質問に対して答弁をさせていただきます。

遠藤議員さんの項目は五つと伺いましたわけですが、その前に何か、私の先ほど来の所信表明についての御質問もちょっとあったようですが、まあ、要約すれば、外人というものの、私の所信表明の外人の概念でございませうか、そこはここに置くかと、こういったことだと思っておりますが、基地の話でございませうから、これは当然アメリカ人ということにあらうかと思えますし、それでまた、いわゆる文化の発進基地、あるいは文

化の入り口ということにつきまして、これもやはりアメリカの軍人さんがこれは戦争屋であるという概念であると、さっきの遠藤議員さんの論法になるわけでありませうけれども、やはり平和を愛する、そして基地で仕事をしたいらっしゃるという認識で言えば、これは文化の発進地でもあり、また福生が文化の入り口になると、こういうふうな解釈にも成り立つわけございまして、そういう前提で、私は先ほどあいつた所信表明を申したような次第であります。

この辺は、何と申しますか、そういったようなことであります。

さて、この五つの項目と申しますか、まず、横田基地関連のうちの基地と市民生活についてということございしますが、このことにつきましては、既に御指摘を受けているところでございますが、米軍人・軍属の方が市内に住んでいる以上は、これはやはり市の行政サービスということは、これは必要であると考えざるを得ないと思うんであります。しかしながら、一部の人のために市民生活に影響を及ぼすような行為は、これは市といたしまして、当然対応を考えなければならぬと、こんなふうに思います。そして、このような行為が発生した場合には、事態をできる限り把握した上で、しかるべき対応を考えていくつもりでございますので、その辺よろしくお願いしたいと思っております。

それから、次に飛行騒音の關係についてでございますけれども、この市内上空飛行につきましての御答弁というところでございますが、御案内のとおり、このように都市化の進んだ地域に所在する基地でございますので、人口密集地域の上空をできるだけ避けるということは、大変なかなか難しいことであろうかと思うんでありますが、でき得れば多摩川上空を飛行経路として設定していただくよう、また、夜間の騒音についても基地指令官に要請をしたいと考えておるわけでありませう。また、正月の三日の飛行停止、これは今、特段ありませんでしたけれども、これはもちろん従来どおり、基地指令官に対して要請をしてまいりたいと、こんなふうに思っております。

それから、次の飛行騒音の測定につきましては、これは特別にございませうでしたけれども、これもこの間伺ったところによりまして、ちょっと申しておかなければいけないと思うんでありますが、国に対する要請活動の資料として活用するために収集してまいったわけでございますけれども、私といたしましては、従来の進め方の一つの方法であらうと理解しておりますが、なお今後検討いたします中で、福生市にとって、市民にとってもよりよい方法を生み出すれば、新たな方法についても考えていきたいと、こんなふうに今思っておる次第であります。



それから、さっきのこのチームスピリット88における軍用機飛来についての答弁ですが、これはチームスピリット期間中に実にさまざまな軍用機が飛来してきたことを、実はお伺いいたしまして驚いておるところでございます。この辺大変認識付則で恐縮でございますが、周辺住民にとりましては、騒音、事故等の不安もあり、迷惑なことであるということとはもうこれは間違いない事実であります。横田は中継輸送基地として、また地位協定に基づきまして、ただいま御指摘ございましたようなさまざまな軍用機が飛来しているものと理解しておるところでございます。

今後この演習が実施されるような場合におきましては、外国同士による練習でもありまして、国際的、軍事的なことでもございしますので、中止要請をいたすことは難しいとは思いますが、練習期間中はやはり飛来回数もふえることが予想されますので、騒音や安全対策には万全を来するように、関係機関に申し入れたいと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、昨年同期との離着陸数につきましては、これは担当部長から答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、放射能の汚染の安全性についての御質問のうちの学校給食、あるいは放射能汚染の安全性については、これは教育委員会から答弁をさせていただきますので、これまたよろしくお願いいたします。

また、いわゆる放射線の療法、がんの病気の治療及び検査に現在医学の中で重要な方法と聞いておりますが、その治療はコバルト60等の放射性物質を使用すると思われませうけれども、現在のところ市内の病院等では、この放射線の物質を使用している放射線療法は実施をされておられません。したがって、市内の病院等では放射線物質はないと思われるわけでありませう。なお、病院等でこの治療及び検査を新たに実施する場合には、施設及び管理に対して、保健所を通じ知事に届け出し、厚生大臣及び科学技術庁長官の許可が必要であります。このように非常に厳しい条件のもとに、放射線物質は使用されるものでありますので、御理解のほどお願いをいたしたいとこんなふうに思います。

また、次にこの行政改革に対する基本的な考え方についての御質問でございましたけれども、これは先ほど仲村議員からも御質問がございまして、御答弁をさせていただきまして、私は福生市の新しい時代に即応した住民福祉の充実したまちづくりを進めていくため、前任の田村市長が策定した福生市の行革大綱の基本方針を継承し、市独自の行政改革を進めていくというつもりでございます。

また、総合福祉センターに対する市長の基本的考え方はどうかと、あるいは市民参加によるプロジェクトについてはどうかといったような話でございますけれども、先ほどやはり仲村議員さんの御質問にお答え申し上げましたように、将来展望のもとに計画していかねければ、これはならないことでございまして、市民参加については、現在、いまだそれ以前の問題と申しますか、事務レベルでのプロジェクトを発足させ、研究させておるといった段階でございまして、計画段階におきまして、また、議会の議員の皆様方と御相談を申し上げながら進めていきたいと、かように思っておりますような次第でございます。

また、在日外国人の指紋押捺についての、この一点目の法改正による市としての対応についてでございますけれども、御承知のとおり六月の一日の日から既に改正法に基づく事務処理が行われております。市といたしましては、機関委任事務として改正されました外国人登録関係法令に沿って事務処理を進めてまいります。

二点といたしましての拒否者に対する考え方でございますけれども、これは指紋押捺を拒否した者に対しても今までどおり、これは慎重に対処してまいりたいと。慎重に対処してまいりたいと、こういうことでございますので、よろしく願いたいと存じます。

以上で遠藤議員さんの御質問に対する、極めて雑駁ではございますけれども、答弁とさせていただきます。

○教育次長（古谷正夫君） 自席からお許しいただきまして、学校給食の放射能汚染について御答弁させていただきます。

御案内のとおり、学校給食の食材につきましては主食の米を初めといたしまして、パンまたは麺、または副食でございすけれども、肉、野菜その他調味料に至るまで、毎日の献立につきましては、物資の購入をいたしておるところでございます。特に、最近におきます我が国の食糧事情は、その年間の消費量で申し上げますと約三五％、カロリーにいたしましても約半数が輸入食品であるというふうな、依存しているわけでございます。

そのような状況で、一昨年四月にソビエト連邦のチェルノブイリ原発での事故があったわけでございますが、大気中に放射能物質が放出されました、その影響によりまして約八千キロ離れた我が国でも影響を及ぼしたところでございますけれども、幸いにしてその濃度は平常に戻ったと現在は聞いております。

しかし、学校の給食の物資のみならず国内に輸入されます食糧物資につきましては、原材料から半加工品、あるいは

は加工品というすべての輸入食品につきましては、輸入時における厳しいチェックを受け、一定の安全基準のもとに許可された物資のみが供給されております。当市の学校給食物資の大半は、財団法人東京都学校給食会を通じ購入いたしております。さらにこの給食会では、取り扱い品目については品質の分析を行い、現在安全基準の水準で供給をされているところでございます。給食物資につきましては影響がないものと判断しておるわけでございます。

それから、二点目の市独自の安全基準についてというふうな御質問でございますけれども、今御指摘のとおり、国の基準が三百七十ベクレルでございますけれども、東京都も独自の基準を設けてございません。それから、二十六市中でも現在ございません。ということ、非常に難しい状況であろうと、独自で安全基準を設けるといふふうなことにについては非常に難しい状況であるというふうなことで、御理解いただければと思います。

○市民部長（小野光朗君） それでは、御質問の三点目の昨年同期との離着陸数につきまして、御答弁申し上げます。

三月でございます。飛行回数、本年が千五百三十三回。前年が千九百十二回でございますから、減の三百七十九回でございます。一日平均飛行回数、今年が四十九・五回。前年が六十一・七回。減の十二・二回でございます。夜間でございますけれども、ことが百二十九回。前年が八十六回。四十三回の増となっております。一日平均が、ことが四・二回。前年が二・八回。一・四の増加となっております。それから、あと、最高飛行日及び回数でございますけれども、三月十四日が百七回でございます。これはことしでございます。前年が三月十七日、百三十一回。減の二十四回でございます。騒音の最高日及びホンでございますけれども、三月三十一日百十二ホン。昨年が三月十九日百十六ホン。減の四ホンでございます。

続きまして、四月でございますけれども、飛行総数、ことが千四百三十一回。前年が千二百四十五回。百八十六回の増となっております。一日平均飛行回数が、ことが四十七・七回。前年が四十四・五回。三・二回の増となっております。続きまして、夜間でございますけれども、ことが百四十三回。前年が八十二回。六十一回の増となっております。一日の平均でございますけれども、ことが四・七回。前年が二・九回。一・八回の増でございます。最高飛行日及び回数でございますけれども、ことが四月二十六日、八十八回。前年が四月十七日、八十六回。二回の増となっております。騒音最高日及びホンでございますけれども、ことが四月十五日、十九日、二十六日でございますけれども、百十四ホン。昨年が四月十日、百十四ホンでございます。同等でございました。

次に、五月でございますけれども、飛行総数、ことしが千七百三十一回。前年が九百二十九回。八百二回となっておりますけれども、これについてはちょっと器具が故障等があって、昨年度はちょっと測定が落ちているところがございますので、その辺御了承いただきたいと思います。

次に、一日平均飛行回数、五十五・八回。前年が三十五・七回で二十・一回の増でございます。次に、夜間でございますけれども、ことしが七十六回。前年が四十回で、三十六回の増となっております。一日平均、ことしが二・五回。前年が一・五回で、一回の増でございます。最高飛行日及び回数、ことしが五月二日、百十回。前年が五月一日、八十二回。二十八回の増でございます。騒音最高日及びホンでございますけれども、ことしが五月十一日と十九日、百十五ホンでございます。昨年が五月三十日、百十二ホンということでございますので、三ホンアップになっているということです。

以上でございます。

なお、それとともに、今まで集積されたデータをどう今後分析するかというふうな問題でございますけれども、御指摘のとおり、年度によっては多少の流れが違いますけれども、平均しては回数等は多少減のようになっていると思います。なお、これらの公表等についてはまた今後、また検討を加えていきたいと思っておりますのでよろしく願います。（「外録の関係は……」と呼ぶ者あり）

それでは、外録関係につきまして、補足答弁させていただきます。御指摘のとおり、ことしの六月一日からラミネート化というふうなことで、今度は入管の方で転写するような手続になっております。福生においても、昨年は二名、そういう拒否者がございましたけれども、昨年までですけれども、ことしから一名転出されて、今一名というふうになっております。当然、刑事訴訟法その他に基づいて、市長の権限ということで告発等のこともございますけれども、いろんなこの制度の問題等も含めまして、なおかつ今後とも先ほど市長が申し上げましたとおり、他市や国や都の指導、あるいは他市の動向等を見ながら、これらについては検討をしていきたいと思っております。

それと、あとカード化、今のところ六月に一名あったんでございますけれども、今のところ順調に流れてございます。それで、御指摘のとおり、練馬、西ノ宮等の内容につきましては、確認書とか、あるいは一ヵ月から十日間の保留期間を設けるのかというふうなこともやっているようでございます。今のところ、市としてもそれらも検討しながら、今後十分先ほど申し上げましたとおり、各市、あるいは国、都の市道とか、あるいはその情報等を交換しながら、慎重に対応していきたいと思っております。今のところはそういう問題はございませんので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○十三番（遠藤洋一君） それでは、自席から再質問をします。

一番最初に、石川市長さんに最初の市長の所信というところから伺った限りでは、まことにはっきりしていることがあったと思ひまして、それはやはり、実際の市内の在住の外国人というときの考え方の基本は、やはりアメリカ軍人・軍属に置いているんだというふうな考え方です。そこについての基本の見解の相違は当然あるわけでして、軍人がそのピースメーカーであるかということについての見解というのは、恐らく果てしなく違う見解を持つと思ひます。しかしながら、これだけはやっぱり、私の立場としてははっきりした方がよいと思ひますけれども、実際に核があるかもしれない基地と。そこで、実際には全世界を侵略をしたような軍隊がそこにあるということ。それ自身については、それがその侵略ではないというふうに言い含めることはほとんど不可能であろうと思ひているわけです。それはベトナム戦争の歴史を見てもそうですし、朝鮮半島の歴史を見てもそうですし。現在世界に起こっている百十を超すという紛争地帯のそのほとんど、つまりアフガニスタンのソビエト軍とかいう形の東ヨーロッパ系を除けば、東ヨーロッパはそれは悪いこととしていくわけですが、同時にやはりアメリカ帝国主義が、あらゆるところでやはり干渉をし、のさばり、侵略をしていることは間違いないわけで、それをそのまま、文化の香り高いピースメーカーであるかどうかという判断については、それは見解の相違が当然のようにあると思ひます。

しかし、そのことと実際に外人、外国人の概念というものをやはりアメリカ軍人・軍属だけにとどめておくというのは、非常に市民の公平性というところから言えば、たくさんのアメリカ人ではない、否ヨーロッパ系と言ってもかわないと思ひますけれども、たくさんの外国人に対する認識の持ち方としては、私はふさわしくないのではないかと思ひます。このことについては、御答弁いただくかという問題ではありませんけれども、市長の所信や基本的な見解というのが、そこにあるんだということが非常に明確になったという意味では、非常に大事な御答弁ではなかったかと思ひます。

それから、市長、市民生活の影響ということ、今までの質問がどのような形で継承されるかということは全く別

ですけれども、例えば現実には市内上空旋回飛行の問題なんかにしても、都市化が進んでいって、人口密集地帯を避けるのは難しい、本当に難しいんですね。実際には不可能であろうと。ですから、質問の中に申し上げましたけれども、昭和三十八年の協定があるだろうと。それは、人口密集地帯の上は避けましょうというような形の協定なわけですから、その辺の遵守というのがなかなかないのではないかと。いったようなことが、今まで指摘をされているわけです。そんなような中で、多摩川上空なんかを飛んで欲しいと。夜間はなるべく避けて欲しいという要請をぜひ続けていただきたいと思います。それは、守れというような毅然とした態度を取り続けていただきたいと思います。

それは正月三日においても同じでして、今実際に市長さんが就任なさったばかりで、これから、大分基地との話し合いというのが進んでいくんでしょうけれども、こういった議会での御答弁を中心にして、ぜひこれからの基地に對して基本的には、そのアメリカ軍というのは平和を愛するものだというような認識ですと、平和を愛するためには多少の演習はやむを得ないということになるのかもしれないけれども、必ずしもそこだけではないでしょうから。きちんとした要請行動をこれからも続けてお願いをしていきたいと思っています。

測定装置につきましても、市長さんの方から国に對する要請行動の問題と、今までの田村市長さんと同じような御見解です。これにつきましては、先々、実際具体的にどのような形で飛行機の騒音があるかというような調査をしておかなければ、質問できないことが私にもありますけれども、それは市民の力で調査をし続けながら、実際にこういったものが測定すべきではないかという形の具体的な提案要求としてもっていききたいと思っています。

当面の方法の今一つであると、騒音測定機でもおっしゃいましたし、今後新たな方法は考えたいということ、それは基地に反対をする者も賛成をする者も一緒に考えていかなければならない問題だと思っていますので、その飛行の問題に関しましてはこまめにしておきたいと思っています。

ただ、次の市内在住の軍人・軍属の問題というのはやはり少し問題が残っています。というのは、軍人・軍属に對して、市長さんの今の基本的な態度は、住んでいる以上行政サービスは必要であるという考えです。それについては僕は反対ではないんですね。つまり、ごみなんか捨てられちゃたまないわけですよ。だから、それは集めるのが当たり前だというふうに思っているんです。しかし、では、そういうことに対して、例えばほかの市民に對しては、市

民税、住民税という形でもって、タックスペイという形とサービスという形の厳然たる関係が成立するわけです。では、軍人・軍属に對しては、どのような形で関係を存在すべきかということが、やはり行政としては最も大事なことになるわけで、それは今までの見解ですと、例えば、その交付金その他でもって賄っているはずであるというようなつまり「はずである」という形での見解が田村市長からもあったわけですから、しかし、現実にはそれらの金額の対応という問題に關すれば、わからないということになっているわけで、それらの中で、実際にそうした住民サービスを要求するならば、つまり住民としてそこに存在するという形であるならば、それに対する行政のアメリカ軍に對する態度そのものはどういうふうに持つかということについては、やはり問題が起こってくると思うんです。

それから言えば、市長さんの基本的な態度であるところの住んでいる以上行政サービスは必要だと。これは言いかえれば、それ以外、つまり出したごみを片づける人がいないんじゃないかということになると思うんですね。それは、そこに限りは同じです。であれば、一体市内のどういった地域に軍人・軍属が住んでいるかというふうな把握をどうするかという。結局のところ、把握をしないで来ているわけですから、そういったことに対してはどういうふうにしていかなければならないかと思ったり、基本的なことを伺っておきたいと思っています。

市内のどのあたり、つまり僕たちは住民票を出す、外国人に對してもそうですけれども、住むことがはっきりしている上で、在住と、それから行政との関係が生まれるわけですね。そういったものについては幽霊のごとく住んでいるけれども、しかし跡始末をするという考え方ではないと思うんですが、それで、市内在住の軍人・軍属についてはどういうふうにかえるかということと伺ったわけで、そこは具体的なことでなくてもよいかもしれませんけれども、考えていただきたいというふうに思いますし、そこについては、さまざまな行為が発生した場合、しかるべき対応をするといった以前の問題として、具体的なサービスを受ける、それから授けるという関係でどのように考えるかということについては、もう一つ伺いたいと思っています。

それから、チームスピリット最中の飛来に關しては、さまざまに多様で驚いているというふうにおっしゃいました。それは、実は私も大変驚くわけで、アメリカ軍の基地だからアメリカ軍の飛行機だけが来ていると思っていて、実際に市民の皆さんが調べてみると、とんでもないものが来ているという、こういう現実があるんですね。

しかし、それは実際の現実にあるわけで、それらに對してやはり市長さんがどういうふうにかえて、あるいはその

迷惑であれば、それに対してどういうふうに考えるかということについては、これからの問題になると思いますけれども、当然地位協定その他の問題はあると思います。しかし、それらの認識についてはぜひ、まちの三分の一を占めているところに関しては、それは僕、何度も言いますけれども、ピースメーカーとしての存在と同時に、軍事的に存在するところがあるわけですから、その二つの面からの存在についての、なんというか興味はぜひ持っていたいただきたいと思います。これは、ここまでにします。

それから、次のチームスピリットに関しては外国同士の訓練であり、国際的な問題で軍事的な問題だから中止要請は難しい。しかし、認識については差があるわけで、今年、前年、その前もそうですけれども、日本の自衛隊とかかわりが非常に、今言われたような演習なわけですね。私たち日本国民の生活にも影響するようなことです。それは同時に、事故等々の危険ということ、今市長さんもおっしゃっているわけで、中止要請に関してはぜひしていただきたい。これはお願いですけれども、ここでとめておきますけれども、ここで考えておいていただきたいと思っています。基地関係につきましては、さっきの理念の問題、つまり住民のサービスとタックスの関係、どういうふうに考えるのかについては伺っておきたいと思っています。

それから、その次の放射能汚染の安全性のところ、次長さんの方から、こういうことですよ。つまり全体としては財団法人東京都学校給食会の基準で、僕はそれはよく存じ上げているんです。そうしますと、例えば今福生市の給食の中で毎日使っていることを考えますけど、どれくらいが輸入食品ですか。今やっぱり市に問題あるというのは、そこなんですよね。

それで、さっき輸入時には厳しい検査をしていると。厳しい検査して欲しいとこちらも思っているんですよ。しかし、実態をいろいろ見せてもらったり、あるいは調べさせてもらったりしていると、必ずしも安心していいかどうかということについてはわからないところがあるんですね。例えば、福生の子供たちだけじゃないです。そのことは、それは全部同じに危険がかるわけですから、一地方自治体がそのことについて、とやかく言ってもしょうがないということはあるかもしれませんけれども。実際に、例えば成田で使ったり、横浜で使っているのは、シンチュレイションサーバイメーターというのを使っているんですよ。これは二百ベクレルを超えないと出てこないようなものを使うんですよ。三百七十ベクレルまでだからいいじゃないかというような考え方もあるけれども、さっき言いま

したとおり、やっぱり認識の問題ですけれども、六ベクレルでも輸入させていというシンガポールと、三百七十ベクレルでも構わないんだというところでは随分差があるわけですよ。実際にその三百七十に近い物が来ても通るといような形や、あるいはその検閲の不完全性ということで、ずっと指摘はされているわけですけれども、いずれにしても、その東京都学校給食会の、このつまり放射能に関する、汚染に関する基本的な調査というものはなされたかどうかについては、把握をしていらないのかどうかということをおきたいんですよ。僕としては、やっぱり安全なもの、放射能汚染に関しては安全なものをやっぱり子供たちに供給しているんだというふうには、行政側が言うことで、随分お母さんたち安心すると思うんですよ。その安心をするようなやっぱり背景になるようなものについて、やっぱりもう少し詳しく伺いたいのと、あと、どれくらいが輸入食品であるということについて言えば、そのことについて安心か、安心でないかを考えることも基準にもなりますから、ぜひそこについてはもう一遍、お答え願いたいと思いますし、東京都も、それからそれらも独自のものはやっぱり難しい状況だということですから、例えば放射能汚染を調べるような機械でも、高いものでも二百七十万とかいうくらいで買えたりするんですよ。現実にはどの自治体でもそれを備えて、学校給食の原材料をやっぱり抽出をするようなくらしいの気持ちは欲しいと思いますけれども。それは今すぐお願いしてどうこうという話ではありませんから、どれくらい輸入があるかということについて、伺っておきたいと思っています。

それから、僕も調べさせてもらいましたけれども、実際に放射性物質の事故が出るような形での存在というのはないんだというふうに、僕も大体わかってきたつもりです。コバルト治療その他の施設がないという市長さんの御答弁で、全くそのとおりで、保健所に届け、東京都、厚生省、科学技術庁というところに関してはあるわけで。しかし、ブラジルはその手のことがあっても、まだ抜けて放置されちゃったりしたんですね。そんなこともありますので、けれども、実際お母さんたちに対しては、市内ではそういった心配のものが無いんだということが、やはり安心する大きなことだというふうに思います。それは、そこまででよろしいと思います。

それから、行政改革についてということをお伺いまして、先ほど仲村議員の方からも実際には市長さんは行革審の副委員長さんで答申をしたと。行革審の答申には、僕は問題があるとずっと言い続けていまして、それは少数意見につきまして、やはり表明がないというようなことも含めて、あの答申には大変な問題があるんだということを一貫して

言っているわけです。

その中で、やはり今聞く限りは、それは自治省からの指導ではなくて、むしろ市独自のものとであると。その限りで答申をしていくんだというお返事です。その意味で、これからただ合理化をするような行革を、やはり許さないという立場での質問を続けていきたいと思えますけれども。今のところ、市長さんがスタートしたばかりで、具体的にも出てこないと思えますので、この質問はここまでにしておきたいと思えます。

それから、総合福祉センターについてなんですけれども、やはりこれが、ここからが大変大事で、今それ以前の問題で事務的レベルだと。しかし、今の段階ぐらいで基本的な構想、つまりこれは市民参加で、みんなに開いて、そのプランをもうんだぞということは、今ごろ出てこないと思えると思うんですね。それは、姿勢の問題ですから、こういった、今恐らくこれから何十年か、あるいは福祉のプロジェクトの中で、多分最大だと思うんですね。

それから、私どもがおじいさんやおばあさんになるような世代というのは、六月から文部省の中の機構の改革がありましてね、学校給食課がなくなったりしたりしたんですね。だから、けしからんと言う人も一方にいる。僕もそう思いますけれども。また、一方で社会教育課が生涯教育をやるという形に変わりましたよね。生涯教育というのは、こんなことは、僕よりうんと年いった人たちには、本当に釈迦に説法みたいなもんですけれども、むしろ、そのお年をとった方たちの社会参加をどうするかとか、それから、そういったシルバー人材をどうするかというようなところを、やはり生涯教育のやっぱり一番大きいところに置いているわけですね。今、生涯教育課が最大に思っていることは、全国各地に散っているところのシルバー人材センターや、老人の人たちが集まる学習教養施設等々に関して、その情報を集めてそれをまた自治体に返すというような仕事を始めているわけですね。それは、各地でやっぱりおじいさんやおばあさんたちが何かをしたい、したいけどする場所がわからないというときの情報のサービスなんかをするのを積極的に文部省が始めたことだと思っているわけです。

そういうような時代を迎えるときに、やはりその一つのセンターとなる福祉センター、大きな構想があった方がいいと思うんですね。それは、山のように大きな構想で、でき上がっていくうちにどんどんどんどん身のたけになっってしまうかもしれないけれども、しかし、その構想の中で、いろんな市民の方々が、党派や宗教を越えて、そこに参加をして意見を述べ合うということでも随分違うと思うんですね。そういったようなことに、市民の皆さん参加をし

てくださいますというようなことは、やはり福祉を考えるとということや、あるいは市長さんの公約に出てくるような福祉市政を考えるといったことから言えば、大変に必要なことではないかと思えます。

そういった意味でお願いをしているのと同時に、そういった意味で基本的な見解というのか、基本的な市民参加の姿勢みたいなことを伺いたくてこの質問をしました。それから言いますと、計画段階で相談という御答弁しか出ないのかもしれませんが、今私が言った質問の中身で、もう一回ここについては御答弁を願いたいと思っています。

それから、在日外国人の指紋押捺についてということで、基本的に僕は二つのことを心配したわけです。一つは、今度の法改正に基づきまして、実際の拒否者に対する、全国で七百五十八人ですか、いる拒否者に対して、さまざまに対応の問題が出てきたわけですね。これは法務省や警察とそれぞれ食い違っていて、例えば警察はとにかく早く告発してくれと言っているわけですよ、簡単に言うとな。法務省はそんなことされると、またここで改正だからややこしくてたまらないと。実際、そういったような中で、市内の拒否者が告発などされることがないようにというふうな思いがこちらであるわけです。その意味から言いますと、なんとなく慎重に、慎重にと言っている間に、その根底の問題がうやむやになっちゃうといいなあ、なんと思っているんですけれども。そのことは一つそうなんです。

ただ、さっきのその質問の後半の方は、実際にカード化していく中で、一つは窓口業務というような、つまり働く人の方の立場から言いますと、市の職員の方の立場から言うと、窓口業務の変更になっていく、それらについては話は当然なされたと思えますけれども、それらについて納得事項であるのかどうかということを、伺ってしまえばいいわけですね。これについては協議をしましたよということであれば、別に窓口に外国人の方は安心して行っているわけですね。そういうことはちゃんと知っておきたい。

それから、もう一つは、さっき言った、部長が全部検討、国との相談でということなんですけれども、実際に窓口と担当する市民部としては、例えばさっきも言いましたけれども、転送に関する保留の問題であるとか、それから、指紋の転送に関する保留の問題その他について、実際にそれらのことが起こるだろうという想定をして、また窓口業務に当たっているのかどうか。つまり、とにかく起こるかどうかわからないけどみんな相談だということなんです。実際、実際にどのように考えて対応するつもりなのかということをお伺いしたいんです。さっき聞くと、全然独自の判断なんかなくて、全部相談しますということなんですけれども、そういうことでいいんだらうかという気もするんです。

が。それは市民部だけじゃなくて、基本的には首長たる市長さんに伺うことなんではあるんですけども。

今の二つの点のうちの後半の方は検討するというお答えであれば、もうしようがないんですけども、実際に窓口業務での問題としてはどうだったのかということも、最後に伺っておきたいと思います。以上二つです。

○議長（村尾米次君） 二時三十五分まで休憩いたします。

二時二十五分 休憩

二時三十五分 開議

○議長（村尾米次君） 休憩前に引き続き会議を行います。

○市民部長（小野光朗君） それでは、ただいま御質問いただきましたサービスとタックスというふうな問題に絡みま
しての実態の把握というふうなことでございますけれども、確かに御指摘のとおり、過半の中でもそういうふうな御
答弁申し上げているわけでございますけれども、まだ、今調査中でございます。いずれにしても、そういう外人等の
内容についての把握を、実情把握について努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。
それと、あと、最後の答弁のところでございますけれども、外縁につきましては職員組合との間に、既に四月に了
解のことは済んでおりますので、よろしく願います。

○教育次長（古谷正夫君） 放射能汚染に關します質問の中で、二点について御答弁させていただきます。

給食関係についての輸入食品のパーセンテージというふうなことでございますけれども、この原材料や半加工品等
につきましてのパーセンテージについては持ち合わせてございませませんが、その原材料、主食とか、それからパンとか
というふうな物の輸入先について御答弁させていただきたいと思っております。

主食でございます米につきましては、国産でございます。外米等は使っておりません。パンにつきましては、ほ
んどこれは小麦粉でございますけれども、アメリカだとか、オーストラリア、カナダから大半輸入しております。
それから、加工品につきまして申し上げますと、これは缶詰類だとか、食肉類等があるわけでございますけれども、
これも大半が、大半と言いますか輸入食品でございます。輸入しておりますのは、東南アジアまたはオーストラリ
アというふうな方面からあるわけでございます。特に、調味料関係も、この加工品の中に入っておりますので、スバ

イス等ははっきりにどこからというふうなことについては定かではございませんので、よろしく願います。半加
工品につきましては、大体乳製品等でございますので、輸入は少ないというふうなことでございます。

そういうふうな実態で、パーセンテージについては御答弁申し上げられませんが、材料についての輸入先に
ついて御答弁させていただきました。

次に、学校給食会では安全基準検査しているのかというふうなことでございますけれども、輸入いたしました者が
検査した後に、学校安全給食会につきましては、これを検査させていただいております。その検査をお願いいたして
おりますのは、日本食品分析センターに御依頼申し上げて、検査をいたしております。

以上でございます。

○福祉部長（石川和夫君）

福祉センターの市民参加によるプロジェクトについてでございますけれども、御承知のよ
うに現在用地につきましては、一部開発公社で買い、また本年度にもあるというふうなことで、現在プロジェクトの
中で今後財政改革、あるいは補助金等の絡み等検討しております。そんな中で御質問のプロジェクト等につきま
しては、現在、事務レベルのプロジェクトで検討させていただき、議会にもその後御相談させていただきたいと、こんな
ふうに思っております。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○十三番（遠藤洋一君） 自席から三度目の質問をします。

今の一般質問の最初のところの市内在住軍人・軍属のことについては、前田村市長さんのときに、私からも質問が
出ましたし、日本共産党の松山さんから同趣旨の質問が詳しく出ておまして、そのときから実際には調査をして
いただいていると思います。

ぜひ、具体的に把握をしていかなければ、それで、そのときは交付金、特交その他でそれはみているんだというよ
うな御答弁でいただいているわけですが、その論拠みたいなことは、やっぱり必要だと思っております。それか
ら、同時に行政の方としては一体、市内五万七千人人口プラスどれくらいの住民票には登場しないけれども、福生市民
がどうか、住民が住んでいるかということをやはり自治体の長や、あるいは行政としては把握をしていただきたい
というふうに思いますし、そうでなければ、防衛庁とか、あるいは米軍当局との話も非常にしにくいと思うんです。
もちろん、市内在住の軍人・軍属は、例えばいろんな住み方があると思いますよ。基地の中のハウジングのオフィ

スから家を、例えば紹介されて住んでいて、なおかつ補助金が出るケースもあれば、単身で来ている若い兵隊なんかで、それは日本の自衛隊も防衛大学の学生も同じですけれども、自分の住んでいる下宿や、それから寄宿舎のほかに部屋を持ちたがるのは、今の若い人は当然ですから、そんなんでばつと借りているケースとかあって、必ずしも長く居住していない人も多いと思いますけれども、逆に家族ごと外に住んでいる人も結構いるんですよ。さっき具体的に言うと、ごみが出ればどうしたって集めざるを得ないというのは法でも定まっているし、当たり前のことなんですけれども、どれくらい外に住んでいるかがわかれば計画も立つと思います。

そういう意味からいっても、調査中ということであれば、実態把握の努力をなさるということであれば、次に続けて伺っていく中で、一体どういう形で、私たちの暮らしの中に住民票や外国人登録を持たないような外国人と暮らし合っているのかということ、市民の皆さんと一緒に知っていききたいと思っています。

この把握につきましては、大変重要なことですので、続けて聞いていきたいと思っていますので、ぜひ漏れなく調査をしていただきたいというふうに思います。この問題はここまでにしておきたいと思っています。

それから、次のチームスピリットのところにつきましては、もう結構ですと言いましたけれども、最後の昨年同期の離着陸数のところで、さっきもちょっと部長の方からも答弁がありましたけれども、こういうような答弁ですね。要するに減っていると思うと。公表については検討すると。ですから、もうちょっと聞いておきますけれども、これはデータの分析そのものはなさっているわけですか。

つまり、例えば僕はそれぞれ公害の係の方がいて、それぞれ公害指数というのは多分累積していると思うんですよ。で、実際の努力の問題として、このことは何度も言っているんですが、騒音測定をした結果を十年内の単位でデータとしてまとめていらっしゃるのかどうかということを最後に伺っておきたいと思うんですよ。まだであれば別にかまわないんです。

それは、なんでそんなことを聞くかという、指数が下がっている可能性があるというのと、一体どのようなものと、私たち五万市民が住み合っているかということ、やはりいろんなデータで見ていく必要があると思うんですよ。その一つとしては、最も大きな公害の発生源であるところの基地の騒音がどういうふうになっているか、やはり僕らだけじゃなくて、多分行政に携わっているみんながやっぱりそれについて興味がないとは言わせないですよ。

きっと、興味があると思うんですよ。で、ここ十年、十五年、あるいはベトナム戦争の激しかったとき、あるいは占領下に近くて、朝鮮戦争のときと、どれくらい違ってきたなんということ、まじの歴史の中でも大事だと思うんですよ。

そういう意味からいっても、それらのデータ、それらが出た段階で公表するかどうかということについては、また別の視点や、観点やあるいは情報の問題がありますから別ですけれども。とにかく、この間に、そういった形での分析・調査というものは行っているかどうかということを、三番目に伺っておきたいと思っています。

それから、次の学校給食の問題で、今また次長からさらに御答弁がありました。小麦については大多数が輸入で、しかし、これが一番問題なわけですよ。パスタ類になるもの、パンになるのもそうですけれども、今ヨーロッパで最大に汚染されているのは、この小麦なんですよ。そうしますと、これ伺っておきたいんです。大体指数がわかって、非常に危険なものが出る可能性もあると思いますけれども、日本食品分析センターは放射能分析もやっているというふうなことの御理解ですか。それで、その結果、例えばそういう分析結果というのはそれぞれの教育委員会、あるいはそのところまで下りてくるものなんですか。これは安全ですといっているのか、それともこれの指数については、これこれ大丈夫ですというふうに。

今市民の皆さんも民間の団体で、食品の汚染の調査をする高い機械をみんなで買って調査をするようなところがあるんですね。上野に放射能汚染食品測定室というのがありまして、そこで勝田さんという人が技術屋さんなんですけれども、六時間くらいかけて測定しているわけですね。毎日毎日やって、これがどれくらいいるのベクレル数かということを出したりしているわけですよ。東京なんかでも、輸入食品の中で七百七十四ベクレルなんていうのをそこでも検出したりなんかしているんですけれども、それぞれこういった施設まで含めて、本当にお母さんたち気にしているわけですね。そういうことから言えば、どのような形で実際に報告が来ているのかと。そういうものはなんかのときに、学校給食は放射能汚染に対しては安全ですということ、やはり市教育委員会が父母の皆さんに言うような態度や、姿勢があるかと。これはすごく大事だと思うんです。すごく安心するわけですからね。そういうようなときに、そのものともになるような放射能汚染なり、放射能汚染と言うと汚されているみたいですけど、放射能の、汚染の影響がどうなっているかというような形のデータをどういうふうに来ているか、どういうふうな教育委員会は把握をし

ているかということを最後に教えてください。

それから、総合福祉センターについて、今石川部長の方から答弁がありました、——ですから、僕がお話したのは、そういった具体的な用地の問題とか、それから補助金の問題とかというようなところは、逆に言うと、一般市民の人にとっては余り興味がないというのはすぐ失礼な言い方で、お役所のような興味を持たないわけですよね。むしろこういったものができて欲しいとか、こういうのが便利じゃないとか、こういうおじいさん、おばあさんが自分のことですから、よく考えたら、僕がこのまちに、あと三十年住むとすれば、必ずそこで遊ばなきゃいけないんじゃないかな。そうすると、私がいるならば、こういう……：前市長さんもプライベートなときにはこんなのが言っていたんですけども、こんなのが見たいな意見を寄せ合うような場がやっぱり必要だろうと思っているんですよ。

これ以上御答弁いたしても、これ以上のお答えは出ないと思いますから、これ以上御答弁を求めませんけれども、そういったものがあることで、やっぱり市民の皆さんにとっては、やはり使いやすい、親しみのある。それから使いくいようになっちゃったと、しかし、それは言っていた自分たちの責任ですから、それは自分たちもやっぱりそれは行政に責任を押しつけるだけじゃなくて、自分たちもこれからよくしようということになると思うんですよ。そういう行政のゆとりみたいなことのためのテストのケースとして、非常にいいケースだと思うんですね。

ですから、ぜひ部長さん、直接事務を執行なさっている部長さんにも、市長さんにもお願いをしていくわけですが、そういったようなものを早急にプランとして出していただきたい。市民参加の福祉センターだということから、おじいさん、おばあさんはすぐにでも入るようなところですから、そういうものをぜひつくっていただくといいことをお願いを、要望だけでもしておきたいと思っています。

これにつきましては、今後議会等々にもさまざまな方向が出てくると思いますので、その折々に、こういうような計画についてどう思うかということ、これは別にそれこそ思想その他の問題を越えてそれについては続いております。

それから、最後に、さっき部長に二つ伺ったんですね。一つは働いている人たちの対応について了解を得ている。

それはよくわかりました。実際に全部のこと、つまりこれでカード化その他について、指紋の送付なんかについても

拒否なんかが出たときの、あらかじめの検討は窓口としてはしていたんですか、ということ、それがなくて、全部東京都や市町村に聞くつもりだったということ、それはかまわないですけれども、既に拒否者が出ているほかの市町村と同じように、更新の段階で出ているわけですから、それらの人たちがカード化することが先に出てくるわけですね、時間たってくるわけだから。当然そういった対応をせざるを得なくなるわけですから、そういった形で検討はなさっていたのですかということ、それはありのまま結構ですから、伺っておきたいと思っています。

以上の二つが最後の質問です。

○市民部長（小野光明君） それでは、騒音の航空機騒音に対する測定及びその分析等でございますけれども、これについては、現在、分析その他については余り詳しくは出ておりません。今御報告申し上げましたような程度のものが五十四、五年ごろから統計・調査が出ているということ、とても朝鮮とか、ベトナムとかという話の時代のものについては資料等は全然ございませんので、それ以後のことについても、今のところは現状の程度の測定の内容となっておりますので、よろしく願います。

それと、指紋押捺とか、現実には窓口の中で転写拒否はともかくとして、原紙の送付依頼拒否とか、いろいろと問題があるわけでございますけれども、そういうときの現実に対応をどうするかという問題でございますけれども、現在はそういう問題について、内部で多少は検討しておりますけれども、具体的にこういうふうにしようという対策はまだ考えてございませんので、よろしく願います。

○教育次長（古谷正夫君） 三点の御質問でございますけれども、日本食品分析センターの結果が来るのかという第一点の御質問でございますけれども、これにつきましては、教育委員会にも分析試験成績表というふうな形で報告書がまいております。その分析の中で、二点目につきましては、放射能は検査しているのかという御質問でございますけれども、これは検査しており、放射能度というふうな形で、検出せずというふうな結果が出ております。

それからPTA、特にお母さん方が不安であるというふうなことから、そういう結果について、というふうなことで、これらでございますが、これにつきましては、学校給食審議会がございまして、回を重ねましてそういうことで、これらについての御報告を申し上げ、PTAのお母さん方に安心していただけるよう、PRしていきたいと思っております。